

横浜国立大学校友会会則（一部改正案）

改正案	現行
<p>第1条～第10条 略</p> <p>（任期）</p> <p>第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち<u>最終の評議員会の終結の時</u>までとし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条～第30条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成26年10月25日から施行する。</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>3 削除</u></p> <p><u>4 削除</u></p> <p><u>2</u> この会則は、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> この附則は、令和元年10月28日から施行する。</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>（任期）</p> <p>第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち<u>最終のものに関する評議員会の終結の時</u>までとし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条～第30条 略</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成26年10月25日から施行する。</p> <p><u>2</u> この会則施行後の最初の会長、名誉会長、副会長、評議員、理事、監事、顧問、幹事及び事務局長については、<u>第10条第2項、第3項、第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項、第18条第1項、第19条第2項及び第20条第3項の規定にかかわらず、横浜国立大学校友会設立発起人会において選任する。</u></p> <p><u>3</u> 当法人の最初の事業年度は、<u>第28条の規定にかかわらず、設立日から平成27年3月31日までとする。</u></p> <p><u>4</u> 本会の最初の役員の任期は、<u>第11条の規定にかかわらず、平成27年度に初めに開催する評議員会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>5</u> この会則は、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>新規</p>